

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の定年等に関する条例

〔昭和60年3月16日〕
条例第1号

改正 令和5年2月3日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条に定める職員の定年等に関する事項については、伊那市職員の定年等に関する条例（平成18年伊那市条例第25号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは、「企業長」と読み替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第3条 企業長は、前条の規定によるほか、長野県上伊那広域水道用水企業団を構成する団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月3日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 伊那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置の規定は、長野県上伊那広域水道用水企業団を構成する団体の定年退職者等を長野県上伊那広域水道用水企業団の常時勤務を要する職に採用することについて準用する。